



採決の結果

[9月定例会]

議案の採決結果は次のとおりです。

件名	結果	伊藤好晴	熊谷兼樹	内藤眞一	高橋英次	安部誠也	景山登美男	安部丘	平石玲児	戸谷ひとみ
飯南町手数料条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯南町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯南町生活路線バス運行に関する条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
頓原高齢者創作館の設置及び管理に関する条例の廃止	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯南町子ども等医療費助成条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財産(土地及び建物)の取得	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯南町過疎地域持続的発展計画の策定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
町道路線の廃止	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
町道路線の廃止	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度飯南町一般会計補正予算(第6号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度飯南町病院事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度飯南町簡易水道事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度飯南町下水道事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○

[9月定例会における陳情の採択結果]

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○
--	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

[9月定例会における議員提出議案]

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
--------------------------------------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

[臨時会(8月3日開催)]

令和3年度飯南町一般会計補正予算(第3号)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度飯南町一般会計補正予算(第4号)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○
監査委員の選任	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財産(消防軽積載車)の取得	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○

[臨時会(8月23日開催)]

令和3年度飯南町一般会計補正予算(第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-----------------------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○：賛成 ●：反対

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増高が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

